

## 社会福祉法人しあわせの郷 定款細則

### (趣旨)

第一条 この細則は、社会福祉法人しあわせの郷定款（以下「定款」という。）の施行に必要な事項を同定款第四四条の規程にしたがって定める。

### (理事長の専決事項)

第二条 理事長は、定款第二六条ただし書きの規程により、次に掲げる事項を専決できるものとする。

- (1) 施設長を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債券の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く。）
- (4) 設備資金の借入にかかる契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負及び物品納入のうち次に掲げる事項
  - (イ) 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
  - (ロ) 施設整備の保守管理、物品の修理等
  - (ハ) 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のために支出並びにこれらの処分（当該取得金額等が100万円を超えるもの等法人運営に重大な影響があるものを除く。）
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄（当該物品の評価額が100万円を超えるものを除く。）
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 入所者の預かり金の日常の管理に関すること
- (11) 寄附金の受け入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く。）

### (施行)

第三条 この定款細則の施行に必要な事項は、理事長が定める。

### 附 則

この定款細則は、平成一二年九月二九日から施行する。

### 附 則

この定款細則は、平成一三年六月一日 条文の変更に伴い一部改正施行する。

附 則

この定款細則は、平成一四年七月四日 定款の変更に伴い一部改正施行する。

附 則

この定款細則は、平成二九年四月一日 定款の変更に伴い一部改正施行する。